

岩手県告示第 112 号

口頭により開示請求することができる個人情報（平成 13 年岩手県告示第 684 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 2 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる
事務の種類	開示する内容	期間	場所	事務の種類	開示する内容	期間	場所
[略]				[略]			
期限付臨時職員採用試験	総合得点、総合順位、筆記試験の得点及び順位並びに面接の得点	〃	<u>行政情報センター</u>	期限付臨時職員採用試験	総合得点、総合順位、筆記試験の得点及び順位並びに面接の得点	〃	<u>〃</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							